

平成25年度決算に係る資金不足比率について

1 概要

資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体が経営する公営企業ごとに算定する指標であり、この数値が経営健全化基準を超える場合には、経営健全化計画を定める必要があります。

2 結果

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
病院事業会計	—	20.0

※資金不足がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

3 算定方法等

資金不足比率 = (1) 資金の不足額 / (2) 事業の規模

(1) 資金の不足額

(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(2) 事業の規模

営業収益の額 - 受託工事収益の額